

消費税申告 まだ間に合います

会外業者にも呼びかけ

下記お知らせ（全商連チラシより）のとおり、消費税の申告はまだ間に合います。

令和3年度の売上が1千万円以下で、インボイス登録が無ければ免税業者（消費税申告が不要）だった方のうち、全国で120万人以上がインボイス登録によって消費税申告が必要になっています。

税務署が『2割特例の手引き』や『送らない事も送らない事も』が大問題

広島北民商ではこの間、インボイス学習会を3年以上にわたり開催し、参加された会員のみならず、制度の問題点や対応などを学びながら登録判断をしてきました。一方で民商会員の中にも、学習会への参加機会を逃し、元請けなどからインボイスに登録するよう求められ、制度の内容や簡易課税選択なども知らずに登録した

という方が少なくありません。ましてや、周りの業者さんの多くが、

そもそもインボイス制度について、ほとんど何も知らないという方も沢山います。なにより、税務署が対象者に対し、手引きや付表などを送っていないために、自分で計算するための機会や資料を与えられていないことも、問題を大きくしています。

民商・全商連でも左記のお知らせにあるように、申告期限内も期限が過ぎた後も、引き続き周りの業者に知らせようと呼びかけています。

周りで困っている方や、2割特例を知らずに申告したという方がいましたら、先の内容について知らせ、「民商と一緒に」と声をおかけください。

【陶山記】



民商なら自分でわかる

消費税の申告期限は

3月31日

(注)今年4月1日です

2割特例を知らないまま申告した...



申告期限内なら申告のやり直しができます！

2割特例に基づいて計算し、期限内に申告書を再提出（訂正申告）しましょう。

【2割特例とは】
インボイス登録によって消費税の課税事業者になった場合、消費税の納税額を売り上げに係る消費税の2割とする特例です。

ここに注意！

2割特例を適用しない申告書を提出し、申告期限が過ぎた場合は、やり直し（更正の請求）はできません。

逆に、申告期限までに申告していなかった納税者が行う期限後申告では2割特例が使えます。

【2割特例 活用のポイント】

- ① 活用する場合は、2割特例の計算方法に従って消費税を計算し、消費税申告書の摘要欄に○を付ければOKです。
- ② 摘要欄に○をつけ忘れてそのまま申告していた場合は、税務署が2割特例を適用するかどうか意思確認を行います。該当する場合は「2割特例を活用します」と伝えましょう。

インボイス登録で消費税初申告 まだ間に合います！

融資、多重債務・サラ金、滞納のご相談は『陽気な道場』へ
毎週木曜日 夜7時から

法人の会員さんも一緒に税金学習を『法人学習会』
毎月第4火曜日 昼1時30分と夜7時
『税務調査の対策会議』は随時開催します!!